

納税ニュース

平成 25 年 2 月 15 日(金) 第 45 号

編集・発行: 鹿嶋市納税対策室

〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1

平成 24 年度 差押処分状況

鹿嶋市では公平な納税を確立するため、市税等に滞納がある場合には、財産調査を行い、差押処分を行っています。平成 25 年 1 月末現在の状況は次のとおりです。納期限内納付へのご協力をお願いします。

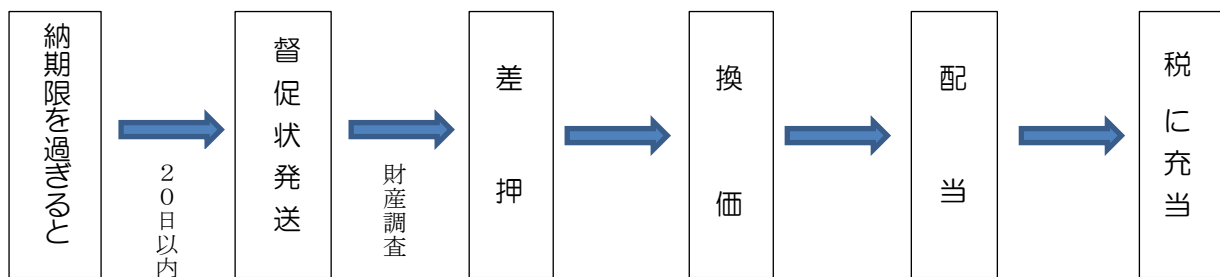
差押件数 234件

- (内 訳) ・不 動 産・・・101件
- ・預 貯 金・・・63件
- ・保 険・・・20件
- ・給 与 等・・・40件
- ・過 払 金・・・3件
- ・そ の 他・・・7件

差押充当金額
48,685,524円

差押処分の流れ

市税等には、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税があり、その他に後期高齢者医療保険料、介護保険料があります。定められた納期限内に税金を納めないことを滞納といいます。滞納になった場合、督促状や催告書により納税を促すことになります。それでも納付がない場合には、国税徴収法、地方税法に基づき、差押処分を執行します。



- 1 納期限内までに納付がない場合、納期限後 20 日以内に督促状を発送します。
- 2 督促状を発送しても、納付がない場合や納税相談がない場合は、財産（不動産、預貯金、給与、年金、生命保険等）を調査します。
- 3 差押可能な財産があれば、差押を執行します。不動産は公売で換価し、生命保険は解約返戻金又は給付金等を取立て、給与及び年金は支給日に取り立てて、その後それぞれ税に充当します。
- 4 滞納処分が困難な案件は、県内市町村で組織している茨城租税債権管理機構に移管しています。この機構は、滞納処分をより専門的に行っている組織です。

※納付が困難なときは、そのままにせず、必ず納税相談に来庁してください。

滞納があると

以下の補助事業や制度等が利用できません。

申請書類に納税証明書（未納のないことの証明）が必要です。

- 【例】
- ・合併浄化槽設置補助金
 - ・住宅用太陽光発電システム設置補助金
 - ・市営住宅の入居
 - ・鹿嶋市立幼稚園の入園
 - ・私立幼稚園振興補助金（保護者負担金軽減）
 - ・鹿嶋市奨学金制度
 - ・鹿嶋市第3子以降市立幼稚園保育料減免
 - ・鹿嶋市第3子以降学校給食費免除
 - ・鹿嶋市第3子以降保育料無料化事業
 - ・浄化槽転用雨水貯留施設助成金
 - ・高額療養費の限度額適用認定証の交付（納税証明書は必要なし） など

※国民健康保険税を滞納すると…

- 1 通常1年の保険証が、有効期限の短い短期保険証（4月1日から9月30日までの6ヶ月更新）の交付になります。引き続き納付状況が悪いと、保険証の返還命令を発し、「資格証明書」を交付します。資格証明書は、医療機関を受診するときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。
- 2 「限度額認定証」が交付されません。限度額認定証とは、入院等で医療費が高額になると、この認定証を医療機関に提示することにより、窓口での支払いが限度額までとなります。

催告書の送付について

「市税等納付催告書」を送付します。この催告書は、「**あなたの市税（料）等が未納になっております。ついでに、納期限までに納付してください。**」という内容です。この催告書は、平成25年2月19日現在の収納状況で作成し、平成25年3月6日に送付します。

分納している方にも送付します。

ご不明な点は、納税対策室までお問い合わせください。

納期限のご案内

2月28日（木）

- 国民健康保険税第8期
- 後期高齢者医療保険料第8期
- 介護保険料第6期



※納期限を過ぎると、**年利14.6%の延滞金**が加算されます。

また、納期限から**20日を過ぎると督促状**が送付され、督促手数料の80円が加算されます。

次号の発行は、平成25年5月中旬の予定です。